

農地改良の適正化に関する指導要領

平成 22 年 1 月 25 日制定

(目的)

第1条 この要領は、農地改良に關し必要な手続き及び指導等について定め、農地の利用増進及び管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 農地改良とは、農地所有者及び農地に係る権利を有する者が農地利用の改善を目的として田及び畠地等への盛土、切り土等により形状を変更する行為をいう。

このうち、田等を畠作に変更することを目的に実施する盛土の行為を「畠地転換」という。

(改良の基準)

第3条 畠地転換を行う場合は、正当な理由があると認められる場合を除き、次の基準のすべてに適合しなければならない。

- (1) 転換が土質、地形、水利等の条件により水田の耕作に適さないため、やむを得ず実施するものであること、又は農業経営上、畠地化が必要であること
 - (2) 繼続的な作付計画が示され、その実現性が認められること
 - (3) 搬入土砂については、土質、土量、採取場、搬入経路等が明確になっていること
 - (4) 産業廃棄物そのほか農地の造成に不適切なものを使用しないこと
 - (5) 表土（耕作土）は、20cm 以上確保し耕作に適したものとすること
 - (6) 転換する面積は、土地の形状、利用計画を勘案し必要最小限であること
 - (7) 用排水路及び里道等公共の用に供する施設は、管理者の許可を得たものを除き埋め立てしないこと
 - (8) 盛土の法面や勾配に十分配慮し、雨水、土砂等の流出により付近の土地等に影響を及ぼさないように施工すること
 - (9) 隣地所有者及び用排水路・道路等関係農業者並びに担当地区農業委員の了解が得られ、トラブルを生じないこと。万が一トラブルを生じた場合には、事業者において適切に対処されること
- 2 畠地転換以外の農地改良については、上記の(1)を除くすべてを適用することを基本とする。

(工期)

第4条 農地改良に係る工事の期間は、6か月以内とする。但し、特に必要と認められる場合には申し出により延長することができる。

(適正化)

第5条 農地改良が適正に実施されない場合には、必要に応じ是正指導を行う。改善がみられない場合には、現況復旧を命ずるとともに次回の届出を受理しないものとする。

(届出)

第6条 農地改良をしようとする者（農地所有者及び権利者）は、あらかじめ農地改良届出書（様式第1号）、誓約書及び関係図書（位置図、案内図、現況写真、施行計画図（断面図を含む））を提出するものとする。

- 2 担当地区農業委員は、届出書の内容を確認したうえで、意見を付すものとする。
- 3 農業委員会は、届出書及び関係図書の内容を審査し、受理（不受理）の通知をするものとする。

(着手)

第7条 事業者は、農業委員会の受理通知を受けた後でなければ、事業着手してはならない。

(報告)

第8条 農地改良の事業完了後は、速やかに完了届を提出するものとする。

(事務局の処理)

第9条 本事務は、事務局長専決により処理するものとし、農地部会及び総会において報告を行うものとする。

(指導・勧告)

第10条 届出の該当箇所については、担当地区農業委員において利用目的に供されていることを把握しておくものとし、適正に利用されていない場合には必要な指導、勧告を行うものとする。

(公共廃土処理)

第11条 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出については、本指導要領に基づく届出を受理した後でなければ受理しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。